

顕著に現れた相続税制改正の影響

— 課税対象者は 8 割増、課税割合は過去最高の 8%へ —

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 2016 年末、国税庁から 2015 年分の相続税の申告状況が公表された。これは、2015 年中に亡くなられた人から相続や遺贈などにより財産を取得した人についての相続税の申告状況の概要を示すものであり、2015 年開始の相続税制改正の影響を把握できる速報性の高い資料として注目される。相続税は、2015 年から基礎控除の引き下げ等の改正が行われており、相続税の課税対象者の裾野が広がると見込まれていた。
2. 本稿では、国税庁から公表された資料を基に分析した、2015 年開始の相続税制改正の影響について、結果の概要を示す。全国の影響としては、2015 年に亡くなられた人（被相続人）のうち課税対象となった被相続人数が 83%増加し、その課税割合は現行課税方式の下で過去最高となる 8.0%に達した。理由として、基礎控除の引き下げや財産価格の上昇により、これまでは課税対象とならず申告不要だった階層でも新たに課税対象となる人が増えたためと考えられる。
3. また、地域別の影響としては、どの国税局でも顕著な影響が見られており、特に課税割合が高い東京国税局では、2015 年には 12.7%へと、前年の 7.5%から増加した。一方で、東京以外の地方圏では、課税対象となった被相続人数や相続人数などは前年からの変化率が大きくなっている。また、相続税が課される財産のうち現金・預金の割合は趨勢的に増加しており、2015 年には過半の国税局において最も多い相続財産となった。
4. このように、2015 年開始の相続税制改正の影響は顕著に現れている。この制度変更により、総じて相続税は大衆化が進み、最早これまでのようなごく一部の資産家対象の税ではなくなっている。また、相続税制改正の影響を考える上では、資産家の人数が多い東京など大都市圏に目を奪われがちだが、実は地方圏でも今回の改正を機に大きな変化が生じている。

2016 年末に、国税庁から 2015 年分の相続税の申告状況が公表された。相続税は、相続財産から基礎控除と呼ばれる非課税枠を差し引いて計算するが、2015 年 1 月 1 日から基礎控除が「5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)」から「3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)」に引き下げられており、相続税の課税対象者の裾野が広がると見込まれていた¹。本稿では、国税庁から公表された資料を基に分析した相続税制改正の影響について、概要を示す。

I. 初めて明らかとなった 2015 年開始の相続税制改正の影響

2016 年末、国税庁から資料「平成 27 年分の相続税の申告状況について」が公表された。これは、2015 年中に亡くなられた人から、相続や遺贈などにより財産を取得した人についての相続税の申告状況の概要を示す資料であり、2015 年開始の相続税制改正の影響を把握できる速報性の高い資料として注目される。全国ベースでの影響としては、以下の点で変化が見られた。

1. 被相続人数：相続税の課税対象となった被相続人数は 83% 増加

2015 年中に亡くなられた人数（被相続人数）は 129 万 444 人であり、前年から 1.4% 増加した（図表 1）。このうち、相続税の課税対象となった被相続人数は 10 万 3,043 人であり、前年から 83% 増加した。

図表 1 被相続人数と課税対象被相続人数の推移



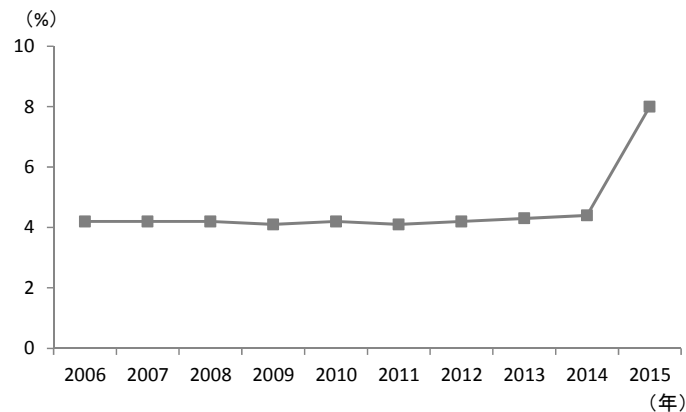
(出所) 国税庁「平成 27 年分の相続税の申告状況について」より野村資本市場研究所作成

¹ この改正は、平成 25 年度税制改正により平成 27 年 1 月 1 日から施行されており、本稿では「2015 年開始の相続税制改正」とする。改正内容の詳細は国税庁「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」（平成 27 年 1 月 1 日施行）<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/pdf/all.pdf> 参照。

2. 課税割合：過去最高の 8.0%に上昇

課税割合とは、被相続人のうち相続税の課税対象となった被相続人の割合のことである。2015年の課税割合は8.0%であり、前年の4.4%から3.6ポイント増加した(図表2)。2015年の課税割合は、現行の課税方式の下で過去最高となった。

図表2 課税割合の推移



(出所) 国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」より野村資本市場研究所作成

3. 相続人数：前年から75%増加

相続税の納税者である相続人数は、2015年は23万3,555人であり、前年から75%増加した(図表3)。また、被相続人1人当たりの相続人数は、2015年は2.27人であり、前年から0.1人減少した。

図表3 相続人数の推移

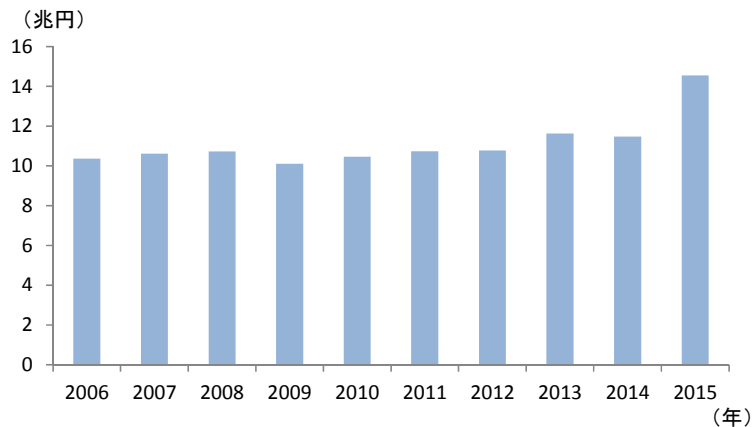


(出所) 国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」より野村資本市場研究所作成

4. 課税価格：前年から 27%増加

課税価格とは、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人などへの生前贈与財産価額を加えたものである。2015 年の課税価格は 14 兆 5,554 億円であり、前年から 27%増加した(図表 4)。また、被相続人 1 人当たりの課税価格は、2015 年は 1 億 4,126 万円であり、前年から 31%減少した。

図表 4 課税価格の推移

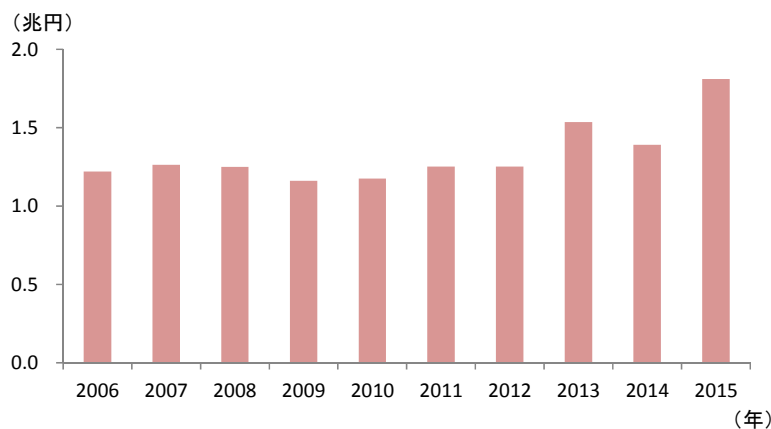


(出所) 国税庁「平成 27 年分の相続税の申告状況について」より野村資本市場研究所作成

5. 税額：前年から 30%増加

2015 年の税額は 1 兆 8,116 億円であり、前年から 30% (4208 億円) 増加した。また、被相続人 1 人当たりの税額は、2015 年は 1,758 万円であり、前年から 29%減少した(図表 5)。

図表 5 税額の推移

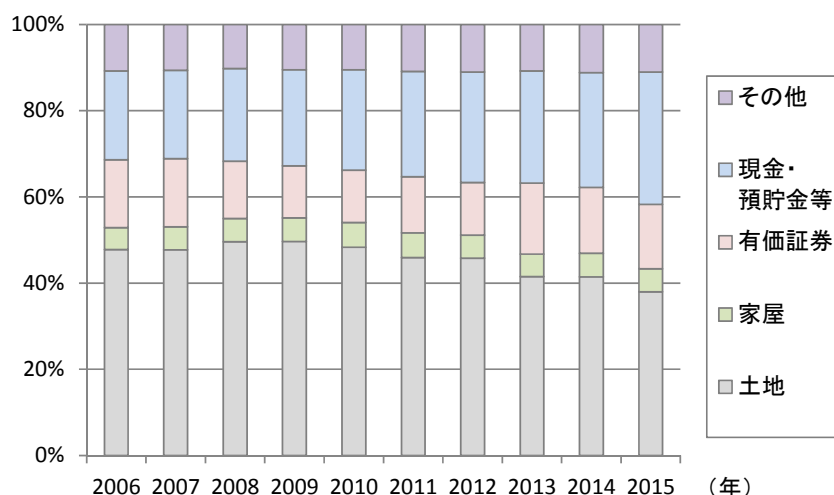


(出所) 国税庁「平成 27 年分の相続税の申告状況について」より野村資本市場研究所作成

6. 相続財産の金額の構成比：「現金・預貯金等」の構成比が増加

相続財産のうち金額の構成比が多いのは順に、「土地」（38%）、「現金・預貯金等」（31%）、「有価証券」（15%）である（図表 6）。前年に比べると「土地」や「有価証券」が減少した一方、「現金・預貯金等」は増加した。「現金・預貯金等」の割合は、これまでも趨勢的に上昇しており、2015 年は過去最高となっている。

図表 6 相続財産の金額の構成比の推移



（出所）国税庁「平成 27 年分の相続税の申告状況について」より野村資本市場研究所作成

II. 2015 年開始の相続税制改正がもたらしたもの

このように、2015 年開始の相続税制改正の影響は大きく、被相続人のうち相続税の課税対象となった被相続人の割合は、現行の課税方式の下で過去最高となる 8.0%へ急増した。この理由として、基礎控除の引き下げや財産価格の上昇により、これまでは課税対象とならず申告不要だった階層でも、新たに課税対象となる人が増えたためと考えられる。

特に「1 億円以下の課税価格階級」の被相続人数は、2014 年には課税対象となった被相続人全体の 26%を占めていたが、2015 年には大幅に増加し、その結果、被相続人 1 人当たりの課税価格を 3 割減少させたと見られる。

また被相続人 1 人当たりの相続人数はもともと減少傾向にあったが、2015 年は減少ペースが加速しており、課税対象事例のうち二次相続が占める割合が増えたと考えられる。

そのため、総じて相続税は 2015 年からの改正により大衆化が進み、最早これまでのようなごく一部の資産家対象の税ではなくなっている。

また、国税局別にも分析したところ、どの地域においても顕著な影響が見られたが、特に課税割合が高い東京国税局では、2014 年の 7.5%から 2015 年には 12.7%へと上昇しており、今回の改正によって相続税がより一般的なものになっている。一方で、地方圏の方が課税対象となった被相続人数や相続人数などの変化率は大きかった。また、相続税が課さ

れる財産のうち最も多い財産は、全国ベースでは「土地」だが、国税局別に見ると「土地」を「現金・預金」が上回る動きが見られており、札幌国税局に続き 2015 年には 6 国税局で首位の財産が交代した。相続税制改正の影響としては、富裕層の人数が多い東京など大都市圏に目を奪われがちだが、実は地方圏でも今回の改正を機に大きな変化が生じている。

このように影響が大きかった 2015 年開始の相続税制改正だが、この制度変更はバブル後の地価の大幅下落等への対応や、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引き下げと最高税率の引き上げなど税率構造の見直しが行われたものである。

基礎控除については、バブル期の地価急騰による税負担緩和のために数次に亘り引き上げられたが、その後は地価が下落しても据え置かれ、2015 年に現行の課税方式の下で初めて引き下げられたという経緯がある（図表 7）。

そのため、今回の改正による相続税収が財務省の事前予想を大きく上回ったとはいえ²、日本の財政状況が厳しく消費増税が予定され、負担の公平感を期すとの流れがある一方で、バブル期のような地価高騰も見込みづらい環境下では、基礎控除が再度見直されるとすれば、引き上げの可能性は低いと考えられる。

図表 7 相続税の基礎控除の改正

年	内容
1975	2,000万円＋(400万円×法定相続人の数)
1988	4,000万円＋(800万円×法定相続人の数)
1992	4,800万円＋(950万円×法定相続人の数)
1994	5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数)
2015	3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

(注) 現行課税方式の下での改正を示した。

(出所) 財務省資料より野村資本市場研究所作成

² 平成 25 年度税制改正時には、基礎控除の見直しにより 2,570 億円、税率構造の見直しにより 210 億円が平年度ベースで見込まれていた。